

第128号

令和6年7月1日発行
(公社)札幌西法人会

札幌西法人会

検索

e-mail info@nishi-houjinkai.or.jp



●発行所 公益社団法人札幌西法人会 〒064-0823 札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンプル3F ☎624-5788 FAX624-5799



セミナー・税情報特集

セミナー風景

目 次

インターネットセミナーのご案内	2
令和6年度通常総会開催、法人会功労者表彰	3
法人会の全国・全道大会参加者募集	3
講習会・税務研修会の開催案内	4
講習会（経営セミナー）解説	5
令和7年度税制改正アンケート結果	6～10
実践税務調査	10～11
その疑問 チャットボットに相談しませんか？	12～13
私たちが公益法人を支えます（新入会員）	14
人間ドックの斡旋	14
絵はがきコンクール作品募集案内	15

札幌西法人会よりインターネットセミナーのご案内

札幌西法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.nishi-houjinkai.or.jp>

札幌西法人会 検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー
～経理の知識・ルール・流れをキツの基礎から学ぶ～

※ 画面はイメージとなります。

このセミナーの動画一覧

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID パスワード ログイン

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID:hj1103 パスワード:0763

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

センパイブラザーズの
ブランド戦略



公開期間：2024年6月上旬～8月末
有限会社笠原製菓 代表取締役
笠原 健徳

お勧め

若手世代へ モチベーションアップ・
生き方のヒント



メンタル研修講師 / 人材育成コンサルタント
夏目 えみ

お勧め

一生使える
「1分で伝わる」技術



株式会社CHEERFUL代表取締役
沖本 るり子

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 自ら考え、動き出す 今どきの若手の育て方	石田 祐一郎	65分	一般経営	NEW 経験者が語る本当の事業承継	関根 壮至	55分
	Z世代との接し方に困っている 40代、50代へ 育て方と メンタルを前向きに保つヒント	夏目 えみ	43分		NEW あなたの会社、 廃業を考えていませんか？ ～社長必見！「あとつき探し」のポイント～	松木 秀一郎	43分
	今どき若手社員への 接し方、教え方 公開期間：2024年6月末まで	伊藤 誠一郎	80分		地方企業を活性化させる起爆剤 「起業M&A・事業引き継ぎ創業」が 切り開く世界	松木 秀一郎	45分
	"お笑い芸人流" すぐ使えて、 しっかり伝わるコミュニケーション術 公開期間：2024年6月末まで	桑山 元	80分		事例に学ぶ 中小企業「成功の方程式」	西川 靖志	38分
	存在感で差をつける！ 印象マネジメント講座 入門編	長島 佳美	49分		経営環境の変化をチャンスに！ 中小企業を成長させる戦略とは？	西川 靖志	32分
法律	労働問題で足をすくわれない 経営を目指して	米澤 章吾	61分	税務・経理・財務	NEW 経理担当者向け 経理入門 公開期間：2024年8月末まで	小池 俊	85分
ライフスタイル	世界遺産検定マスターが伝える 地域のブランド力とは	あけ ひとみ	44分		基礎からわかる「インボイス制度の 概要と電子帳簿保存法のポイント」 令和5年度制度改正 対応版	川口 宏之	107分
	犯罪者に狙われにくい生活のコツ 第3回 その隙が命取り	森 雅人	7分		人事労務 基礎講座	野澤 直子	98分
	あなたの声を「ブランド」に ～人生を豊かにするボイストレーニング～	金丸 明日香	60分	経済政治	SDGs入門講座 ～親子でできる・家庭でできるSDGs～	福田 多美子	45分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは札幌西法人会事務局まで **TEL:011-624-5788**

令和6.5.27 通常総会終了

ホテルニューオータニイン札幌において通常総会を開催しました。
議事全て承認され、懇親会は感染症も落ち着き140名を超える参加者で盛り上がりました。



法人会に貢献 受賞おめでとうございます。

令和6年6月
(公財)全国法人会総連合 功労者表彰
(副会長)村上 和輝(理事)藤田 雄一

令和6年度 法人会の全国・全道大会に参加しませんか

令和6年度開催予定(6.6.30現在)

	全国大会	全道大会
親会	6.10.3 鹿児島・鹿児島	6.9.5 苫小牧
青年部会	6.11.8 福井・福井	6.9.19 富良野
女性部会	広島(6.4.18開催済み)	6.10.18 北見

大会の参加費は法人会負担、旅費の補助は、法人会員が最高一人20,000円(個人賛助会員は10,000円)の補助をします。(全国大会はこの倍額になります。)

当会では、各25名程度の参加者を募集します。

希望される方は、7月26日(金)までに事務局へ連絡をお願いします。

希望者には、後日詳細を連絡します。

このままコピーしてFAX願います。申込先 札幌西法人会 FAX624-5799 TEL624-5788
大会 (開催場所:) 参加希望申込書

会 員 名		電話番号	
参加者氏名		FAX番号	

令和6年度 講習会・研修会の開催案内

講習会・税務研修会の受講を希望される方は、本誌をコピーして下記の必要事項及び参加希望の講習会・研修会申込欄に「○」をご記入いただき、事務局までFAXまたはTELにてお申込みください。(広報誌の折込みチラシ、ホームページでも受付しています。)

申込法人・個人名 _____ 会員・非会員 (○で囲む)

電話番号 _____ 参加者名 _____ 参加者名 _____

【札幌5法人会共催講習会】 受講料—会員：無料受講券利用又は3,000円 非会員：5,000円

申込	開催日	研修テーマ	講師	時間	会場
	令和6年 7.17(水)	これからはじめるデジタル化の進め方	ソフィアブレイン 小宮山 真 吾 氏	13:30~15:30	経済センター 8階Aホール
	8.8(木)	社員が辞めずに活躍する組織づくり	㈱ライフデザインラボ 村 山 寛 樹 氏	13:30~15:30	経済センター 8階Aホール
	9.24(火)	経営者目線の会計数字の 見方・考え方・使い方を学ぼう	ハズオン・CFO・パートナーズ 川 井 隆 史 氏	13:30~15:30	経済センター 8階Aホール
	10.16(木)	経営者が考える従業員の生活習慣病対策	㈲マスト 阿 部 忍 氏	13:30~15:30	経済センター 8階Aホール
	令和7年 1.14(火)	税務調査の実態と申告是認への対応術	税理士 中 村 秀 明 氏	13:30~15:30	経済センター 8階Aホール
	2.17(月)	社会保険と労働保険の実務とポイント	特定社会保険労務士 園 部 喜美春 氏	10:00~16:00	経済センター 8階Aホール
	3.12(水)	新人・若手社員向けビジネスマナー	㈱藤本高等教育研究所 藤 本 研 一 氏	10:00~16:00	経済センター 8階Aホール

【札幌西法人会主催税務研修会】 受講料—会員・非会員：無料

申込	開催日	研修テーマ	講師	時間	会場
	令和6年 4.22(月)	決算と申告の説明会	税 務 署 担 当 官	13:30~16:30	経済センター 8階第3会議室
	8.28(水)	決算と申告の説明会	税 務 署 担 当 官	13:30~16:30	サ ン ビ ル 4階第一会議室
	9.26(木)	新設法人税務研修会	税 務 署 担 当 官	13:30~16:30	札幌中税務署 会 議 室
	10.23(水)	改正税法説明会	税 務 署 担 当 官	13:30~16:30	サ ン ビ ル 4階第一会議室
	11.18(月)	年末調整説明会 (午前・午後)	税 務 署 担 当 官	10:00~12:00	サ ン ビ ル
	11.19(火)		札幌市役所担当官	13:30~15:30	4階第一会議室
	11.22(金)	決算と申告の説明会	税 務 署 担 当 官	13:30~16:30	経済センター 8階第3会議室
	令和7年 2.18(火)	決算と申告の説明会	税 務 署 担 当 官	13:30~16:30	サ ン ビ ル 4階第一会議室
	2.27(木)	法人税確定申告書の書き方	税 務 署 担 当 官	9:30~16:00	サ ン ビ ル 4階第一会議室
	3.18(火)	新設法人税務研修会	税 務 署 担 当 官	13:30~16:30	経済センター 8階第3会議室

開催のご案内につきましては、ホームページや広報誌等でお知らせします。

受講申込は、ホームページを利用できます。 [札幌西法人会 検索](#) ▶ [講習会申込・法人会申込](#)



公益社団法人 **札幌西法人会**

事務局 Fax 624-5799 TEL 624-5788

札幌五法人会共催：講習会（経営セミナー）解説

- ① 会員は無料受講券をお持ちください。
- ② 一日コースは、各自昼食をご用意願います。

令和6年
7月17日

これから始めるデジタル化の進め方

ビジネス環境の激しい変化に対応するためのデジタル経営、DX化、IT化を進めるために必要な基礎知識を理解した上で、デジタル化に向けた取組み（売上・利益に結び付けるWebマーケティング）について学びます。オリジナルメソッドですぐに実行できる実践体験型セミナーを通じてデジタル化を進めてみませんか。

令和6年
8月8日

社員が辞めずに活躍する組織づくり

「適切なコミュニケーション」で全てを解決できます。人事制度・福利厚生はそこまで重要ではありません。職場に対する考え方を引き出すコミュニケーション方法、従業員同士の協力意識を芽生えさせ生産性の向上を図りたい、従業員のモチベーションを高めさせ、目標やキャリアビジョンを持たせたい、こんなお悩みに向けて有効なセミナーです。

令和6年
9月24日

経営者目線の会計数字の見方・考え方・使い方を学ぼう

経営者目線を作るために必須な数字の見方・考え方・使い方を演習形式で自分の頭で考えながら身に付けていきます。基本的な数字の見方や数字を使って考える・説明することが苦手な経営者・社員の皆さんぜひチャレンジしてみませんか。

令和6年
10月16日

経営者が考える従業員の生活習慣病対策

健康診断の結果を見て、ちょっと心配なことはありませんか？

①生活習慣病とは、②なぜ会社が予防すべきか、③会社にあること、など理想的な食生活と実践する上でのポイントを知り、経営者・従業員ともに健康増進を目指すことが健康経営の第一歩です。企業がすること、考えるべきことをそのメリットを含めて紹介します。

令和7年
1月14日

税務調査の実態と申告是認の対応術

国税庁の報道発表から見える税務調査の実態と調査官が自ら課すノルマ。調査官の考え方を知ることによって調査を受ける際の参考になれば幸いです。調査における主な指摘事項とその対応策を分かりやすく解説します。

令和7年
2月17日

社会保険と労働保険の実務のポイント

年々講本が充実されてきた社会保険と労働保険の手続きと実務のセミナー。保険の仕組みから定例事務、保険の給付内容と手続きまでの講座で、総務・労務事務担当者から高い評価を得ている、長期継続セミナー。

令和7年
3月12日

新人・若手社員向けビジネスマナー

「文章作成」、「キャリア形成」の専門家として商工会議所や市町村職員研修・企業研修の実績累計120社以上。豊富な経験を活かした「わかりやすく」、「論理的で」、「すぐに役立つ」内容に定評があります。

（注）研修内容が変更になることがあります。「札幌西法人会広報誌」・「ほうじん」等に同封して都度郵送する「チラシ」をご確認のうえお申し込みください。

令和7年度 税制改正に関するアンケート

全国の法人会 税制委員・役員・一般会員 12,395名回答

法人会の税制改正提言活動は、アンケート結果に加えて各法人会からの意見を取りまとめた後、全法連税制委員会において9月の理事会で「令和7年度税制改正に関する提言」を決定し、10月3日開催予定の全国鹿児島大会で決議されます。11月には政府関係機関、地方公共団体、選挙区の国会議員等へ提言し実現を目指します。

問1 中小企業向け税制

令和7年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

	(全 国)	(北海道)
① 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等	67.4%	70.8%
② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充	42.1	43.9
③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充	64.4	71.0
④ 役員給与の損金算入の拡充	31.7	30.6
⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大	26.0	24.1
⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充	20.3	19.0
⑦ その他	2.7	1.4

問2 法人関係／企業の賃上げ

政府は持続的な賃上げを目指しておりますが、物価が高騰する中、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。令和6年度税制改正において、積極的な賃上げ等を促すための税制措置が講じられていますが、あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

	(全 国)	(北海道)
① 賃上げをする	45.2%	59.0%
② 賃上げを検討したい	28.0	24.9
③ 賃上げは難しい	20.9	12.0
④ わからない	4.1	3.4
⑤ その他	1.8	0.8

問3 消費税／インボイス制度①

令和5年10月1日から「インボイス制度」が導入されました。インボイスを交付するためには「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となりますが、あなたの会社における登録申請状況をお聞かせください。

	(全 国)	(北海道)
① 課税事業者であり、登録申請をしている	93.5%	96.5%
② 免税事業者であったが、登録申請をした	2.3	1.4
③ 免税事業者ではあるが、これから登録申請をする	0.4	0.0
④ 免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である	0.9	0.6
⑤ 登録申請はしない	2.4	1.4

⑥ その他

0. 5

0. 2

問4 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。インボイス制度が導入されたことにより、具体的にどのような負担が増えたのか、以下より3つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

	(全 国)	(北海道)
① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業	54. 4%	56. 1%
② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業	51. 5	57. 3
③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応	49. 2	55. 5
④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作	32. 2	31. 8
⑤ 従業員への社内教育・研修	11. 5	10. 8
⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増	16. 7	13. 7
⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増	11. 7	13. 7
⑧ 特に問題なく対応できている	10. 9	10. 4
⑨ その他	2. 5	2. 2

問5 消費税／インボイス制度③

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

	(全 国)	(北海道)
① これまでと変わりなく取引を行う	49. 1%	48. 2%
② 課税事業者にならなければ取引は難しい	13. 1	12. 8
③ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない	27. 7	32. 0
④ 取引をするかしないかについて検討していない	7. 6	5. 1
⑤ その他	2. 5	2. 0

＜参考＞インボイス制度実施後6年間は、①免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする（令和5年10月からの3年は80%、令和8年10月からの3年は50%の控除が可能）経過措置や、②基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める負担軽減措置が設けられています。

問6 事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

	(全 国)	(北海道)
① 子や子以外の親族に事業承継する（後継者本人も承諾している）	32. 4%	34. 9%
② 親族外に事業承継する（後継者本人も承諾している）	4. 5	4. 3
③ 後継者は決まっていない（後継者候補に意思を確認していないを含む）	27. 1	28. 6

④ 事業を売却する	1. 9	2. 9
⑤ 事業承継はせず廃業する	4. 0	4. 4
⑥ 当面、事業承継を行う予定はない	22. 0	23. 9
⑦ その他	8. 1	12. 9

問7 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

	(全 国)	(北海道)
① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する	12. 1%	12. 9%
② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める	49. 3	52. 7
③ 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充・延長を求める	30. 5	31. 6
④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める	51. 1	50. 8
⑤ その他	8. 4	5. 7

問8 事業承継／相続税・贈与税納税猶予制度(特例措置)

令和6年度税制改正では、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、相続税・贈与税納税猶予の特例制度における特例承継計画の提出期限が令和8年3月末まで2年延長されました。平成30年から令和4年までの特例承継計画申請件数は約14,500件であり、制度の利用が伸び悩んでいます。その原因は何であると考えられますか。以下より3つ以内で選んで下さい。

	(全 国)	(北海道)
① 制度自体を知らない	42. 9%	40. 6%
② 内容が複雑すぎてよく分からない	44. 0	45. 1
③ 認定申請書類等の作成、手続きが煩雑	34. 3	35. 7
④ 都道府県庁や税務署に一定期間ごとに報告・届出するのが手間	21. 8	25. 3
⑤ 納税猶予を取り消された場合のリスクが大きい	16. 2	17. 1
⑥ 納税猶予額相当の担保を提供する必要がある	6. 8	5. 1
⑦ 時限措置であり、相続・贈与のタイミングが合わない	24. 8	23. 7
⑧ 対応してもらえる専門家が少ない	5. 8	6. 5
⑨ その他	5. 5	4. 5

＜参考＞法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

平成30年度税制改正では、これまでの措置に加え、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等の特例措置が創設されました（10年間の時限措置）。

問9 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべ

き点を2つ以内で選んで下さい。

	(全 国)	(北海道)
① 商業地等の宅地の評価方法を見直す	28. 0%	26. 9%
② 家屋の評価方法を見直す	32. 4	36. 9
③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す	58. 6	62. 0
④ 免税点を大幅に引き上げる	26. 4	25. 9
⑤ わからない	11. 1	8. 4
⑥ その他	2. 4	2. 4

問10 行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国・地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。

	(全 国)	(北海道)
① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲	34. 2%	39. 8%
② 公務員の人員削減および人件費の抑制	35. 2	28. 6
③ 議員数の削減および歳費の抑制	67. 6	68. 6
④ 議会のスリム化	28. 9	27. 6
⑥ 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証	18. 5	19. 4
⑦ 特殊法人や独立行政法人の見直し	29. 7	31. 0
⑦ デジタル化による業務改革	20. 9	20. 0
⑧ 積極的な民間活力の導入	22. 8	23. 1
⑨ その他	2. 6	2. 9

問11 税と社会保障

パート等が就労調整を行う要因の一つとして、社会保険や税制上の扶養に影響する「年収の壁」があると言われています。さらに、最低賃金の引き上げにより、扶養の範囲内で働くには就労可能時間が今までより少なくなってしまうことから、人手不足で悩む中小企業にとっては深刻な問題となっています。あなたの会社においてパート等の就業調整による影響について、お聞かせください。

	(全 国)	(北海道)
① 就業調整によって人員が確保できず困っている	18. 7%	20. 7%
② 就業調整による影響はあるが、何とか対応している	28. 5	24. 1
③ 就業調整による影響はほとんどない	33. 6	35. 6
④ わからない	7. 4	6. 8
⑤ その他	11. 7	12. 9

問12 社会保険の適用範囲の拡大

従業員101人以上の企業で週20時間以上働く等の短時間労働者（パート等）は、厚生年金保険・健康保険の加入対象となっていますが、本年10月からは「従業員51人以上」の企業にまで拡大されます。今後、企業規模要件をさらに見直していくことも検討されていますが、どう考えますか。

	(全 国)	(北海道)
① 人材を確保するためにはやむを得ない	36. 1%	38. 1%
② 社会保険料の企業負担が増加するので反対である	41. 4	40. 7
③ わからない	13. 8	13. 0

④ その他

8. 7

8. 1

問13 国民負担率

日本の国民負担率は45.1%（令和6年度見通し、租税負担・社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。我が国は、少子高齢化、かつ人口減少という深刻な社会構造問題を抱えており、今後の負担増が予想されますが、国民負担率についてどう考えますか。

	(全 国)	(北海道)
① 高すぎる	49. 3%	50. 1%
② 現状程度でよい	34. 7	32. 5
③ 低すぎる	2. 1	2. 4
④ わからない	10. 8	12. 2
⑤ その他	3. 0	2. 8

<参考>各国の国民負担率（令和3年）

フランス 68.0%、スウェーデン 55.0%、ドイツ 54.9%、英国 47.6%

オーストラリア 41.5%、米国 33.9%

【実践税務調査】

期末使用人未払金賞与が否認された事例

税理士 牧 野 義 博

会社給与規定により、「支給日に在職する使用人のみ賞与を支給する」とした場合

調査官 期末に使用人賞与を未払金処理していますね。

担当者 法人税法施行令第72条の3（使用人賞与の損金算入時期）第2号の賞与に該当していますので、問題はないと思います。

調査官 つまり、その支給金額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしているのですね。

担当者 はい、そのとおりです。

調査官 ちなみに、通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払われていますか？

担当者 はい、支払っています。

調査官 それでは給与規定を確認させていただきます。これによると、賞与の支給日に在職する使用人のみに支給するとありますね。

担当者 それが何か問題ですか。

調査官 支給額の通知をした使用人が支給日までに退職した場合には、賞与を支給しないという解釈でよろしいですか？

担当者 はい、そうです。

調査官 実際にこのケースが適用されたことがありますか？

担当者 はい、あります。



調査官 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与である場合の使用人賞与は確定債務と認められます（法人税法施行令第72条の3第1号賞与に該当する場合）。従って、期末の未払賞与は認められますが、そのためには支給日に使用人が退職していても当然確定債務ですから支払わなければなりません。

しかし、給与規定では支給しないと明文化されていますし、実際に支給されていない事例が発生しています。つまり、確定債務が崩れてしまいましたので、この未払賞与は損金に算入することができません。

担当者 それでは支給されなかった該当者分は否認されるということですか。

調査官 いいえ、そうではありません。通知をした全ての使用人に対し1月以内に支払っていることの要件を満たさなくなりますので、支給されなかった賞与の金額だけでなく、賞与の総額そのものが未払処理できません。

担当者 仮に、退職者がいなかったのに、通知をした金額を全額支給していた場合にはどうなりますか。

調査官 給与規定に従い、通知をした支給額について退職した場合には賞与を支給しないことになりますので、賞与総額が未払処理できません。給与規定を根本から見直す必要があります。

担当者 未払処理した翌事業年度において、業績悪化により賞与の一部を減額して支給をした場合はどうですか。

調査官 使用人に通知したことにより金額が確定されていたのが、前提となる要件が崩れてしまいますね。債務の確定が崩壊しましたので、未払金処理により損金算入された支給額は否認されます。

筆者紹介

牧野義博（まきの・よしひろ） 東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



その疑問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

**2024.4.2 火曜日 Start
New**

所得税の定額減税
(令和6年分)

▼以下の項目についても公開中

所得税の確定申告
(令和5年分)

消費税の確定申告
(インボイス制度含む)
(令和5年分)

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

Step 1

相談内容を選択

所得税

- 所得税の確定申告
令和5年分
- e-Tax、作成コーナーの操作方法
- 年末調整
令和5年分（令和6年1月31日まで）

消費税

- 消費税の確定申告
令和5年分
- インボイス制度

Step 2

相談のしかたを選択

- メニューから選択
- 文字で入力する

確定申告の手続き e-Tax・作成コーナー

- 確定申告に必要な書類を調べる
- 確定申告が必要か判定する
- 医療費控除/住宅ローン控除/ふるさと納税など
- よくある状況別に調べる
- その他メニュー

医療費控除

税務相談チャットボット

はじめての方 アシスタント

医療費控除

「医療費控除について」ですね。

医療費控除とは、1年間（1月～12月）にあなた（申告する方）やあなたと生計を一にしている①家族の医療費が一定額を超えた場合に受けることができる所得控除②です。

一定額を超えた場合とは、支払った医療費の合計額から医療費の補てん金を引いた金額が、10万円（ただし総所得金額等③が200万円未満の方は総所得金額等の5%）を超えた場合です。

医療費控除の額は、この一定額を超えた部分の金額（最大で200万円まで）となります。

参考情報：
☒ 医療費を支払ったとき（医療費控除）

相談をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンクを
クリック

- チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）からご利用いただけます。
- 画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

私たちが公益法人を支えます

(令和6年3月～6年5月 新入会員)

支 部	新 会 員 名	住 所 (個人の住所は略)	入 会 の 紹 介 者
山 鼻	(株)フォーユー	中) 南10条西6丁目6-21-2F	ベル食品(株) 福山浩司
	M&S	中) 南25条西12丁目1-20	AIG代理店 (株)トータルネットワーク 小島恭平
円 山	野田工業(株)	中) 盤渓365番地	(株)鈴木工業所 鈴木成一 大同生命 榎場みどり
桑 園	(株)Tファシリティーズ	中) 北5条西19丁目24-25-201	AIG代理店 (株)シンカ 佐藤
	(株)Svet Strategy	中) 北13条西17丁目1番36号	(株)ムラカミ 村上和輝
琴 似	ダイチ工営ホールディングス(株)	西) 二十四軒3条6丁目1番8号	AIG代理店 (株)ワンズエージェンシー 榎本孝志
	(株)JPCS	西) 山の手3条2丁目3-37	AIG代理店 (株)TONAR 小豆島純
八 軒	(株)小林創業	西) 八軒9条9丁目1-52	北海島中建装(株) 柴田卓磨
	合同会社 椿会	西) 八軒6条西1丁目8番1号第2中田ビル101	(株)オーク 酒井和子
	サンワ機器販売(株)	西) 八軒9条西11丁目2番2号	AIG損害保険(株) 岡島宜伸
	シノザキ建築事務所(株)	西) 八軒5条東3丁目7番12号	AIG損害保険(株) 田島渉太
発 寒	(株)クリエイトヤマダ	西) 発寒11条5丁目3番2号	AIG代理店 (株)ワンズエージェンシー 佐藤欣一
	山ちゃんホーム(株)	西) 発寒16条12丁目1-1	AIG損害保険(株) 田島
	合同会社 涼月建業	西) 発寒3条4丁目3-19	AIG損害保険(株) 岡島宜伸
	北海道西濃運輸(株)	西) 発寒15条14丁目4番1号	AIG代理店 (株)アドバンス 金中優論
	(株)渋谷ダクト設備	手) 新発寒7条4丁目9-20	AIG損害保険(株) 工藤聡己
	(株)Bloom	西) 発寒5条8丁目5-23	AIG損害保険(株) 伊賀洋介
	(株)KANZAI	西) 発寒5条4丁目5-15	(社医) 孝仁会札幌第一病院 佐藤環
西 宮	(株)タナカ商店	手) 西宮の沢1条4丁目7-3	大同生命保険(株) 五十嵐麻代
	(株)Take it	西) 西町北6丁目1番19号	(株)ヤシマ保全 下出元明
西 野	佐藤悦子		大同生命保険(株) 伊藤由香里

人間ドックの幹旋

医療機関名	住 所	電話番号	主な受診 コース	受診料金 (消費税込)	
				法人会料金	幹旋料金
溪仁会 円山クリニック	中) 大通西26	611-7766	1日 ドックコース	42,900円	32,900円
札幌第一病院	西) 二十四軒4-3	611-6201	法人会 向けコース	22,000円	12,000円
札幌孝仁会 記念病院	西) 宮の沢2-1	665-2266	1日 ドックコース	44,000円	34,000円

○利用資格 会員企業1社1名(年1回) 補助金10,000円(正会員のみのみ)

○利用方法

- 1 受診を希望する医療機関に、①札幌西法人会員であること ②受診コース ③受診希望日を申し込みの上、予約してください。
- 2 予約が取れましたら、受診日の10日前までに札幌西法人会事務局に「利用券」を請求してください。
※ この時、①企業名 ②会員名 ③受診医療機関名 ④受診コース ⑤受診日 をお知らせ願います。
- 3 「利用券」は、受診日に受診医療機関の受付に提出してください。
※ 未提出の場合は、幹旋料金となりませんのでご注意ください。
- 4 検査項目は、医療機関によって違いがありますので、詳しくは医療機関にお問い合わせください。

令和6年度 税金に関する 絵はがきコンクール



税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

募集内容

1. テーマ 税金に関する絵

(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)

2. 応募資格 小学4年生～6年生が対象です。

3. 応募点数 児童1人につき1点とします。

4. 応募方法及び応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税金に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また、描画素材は問いません。文字や標語などの書き入れも可とします。

(応募先・お問い合わせ先)

公益社団法人 札幌中法人会 TEL 011-221-5087
 公益社団法人 札幌西法人会 TEL 011-624-5788
 公益社団法人 札幌北法人会 TEL 011-709-8802
 公益社団法人 札幌東法人会 TEL 011-802-6744
 公益社団法人 札幌南法人会 TEL 011-251-7863

5. 応募締切 令和6年8月30日(金)

6. 審査 全ての応募作品を複数の審査員により公正に審査を行い選定いたします。

7. 表彰・発表

審査結果(入選作品)は各法人会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに各法人会事務局を通じてご本人または学校に通知いたします。

なお、優秀作品につきましては公益財団法人全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

- 北海道法人会連合会女性部会連絡協議会 会長賞
- 税務署長賞 ●札幌五法人会連絡協議会 会長賞
- 優秀賞ほか多数 ※応募者全員に参加賞

【展示・表彰】 札幌駅前通地下広場(チカホ) 北大通交差点広場(東)
 令和6年11月10日(日) 10時～17時(予定)

8. 注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- (2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- (4) 応募者の個人情報は入選者等への連絡や表彰状の送付、展示(応募者氏名のほか学校名・学年を明示)など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉 札幌五法人会連絡協議会

〈後援〉 国税庁・北海道
 一般社団法人北海道法人会連合会女性部会連絡協議会
 札幌地区租税教育推進協議会

法人会とは 法人会は税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる約75万社の経営者の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。



料金受取人私郵便

札幌中央局
 承認

差出有効期間
 年 月
 日まで

(切手不要)

郵便はがき

□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---

札幌市中央区南2条西6丁目17番地4
 南二条ヒナタビル7階

公益社団法人札幌中法人会
 札幌五法人会連絡協議会

「税に関する絵はがきコンクール」係

小学校名 学 年	立 _____ 小学校 (_____ 年 組)
住 所	〒 _____
電話番号 (市外局番から)	_____
(フリガナ)	_____
氏 名	_____

税に強い、経営者が 次世代を支える!

会員企業は
70万社超!

法人会キャラクター
けんた君

法人会って、
どんな団体?



4分で
法人会を
知れる!

スペシャルムービー
公開中!

法人会とは?

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

 法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#)